

令和5年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年11月9日(木) 9:00~9:26

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員(10名)

2番 上田 亜矢子
3番 澤田 紀夫
5番 前田 博
6番 畠山 日出男
8番 津田 洋介
10番 藤原 厚志
11番 澤田 博
12番 伊藤 彰信
13番 福島 敏仁
14番 山下 文一(会長)

4. 欠席委員(4名)

1番 川村 隆重(職務代理者)
4番 右城 雄一
7番 松繁 康雄
9番 松葉 晶夫

5. 出席推進委員(1名)

西峯 勇哉

6. 欠席推進委員(1名)

和田 裕盛

7. 農業委員会事務局

局 長 田岡 明
書 記 樋口 和代

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 3番 澤田 紀夫 5番 前田 博
会議書記の指名 事務局書記 樋口 和代

- 第1 農業振興地域整備計画の変更について
- 第2 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 第3 農地法第5条の規定による許可申請の件
- 第4 非農地証明願いについて
- 第5 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他議案審議

事務局： ただいまより、11月定例会を開会いたします。
それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願いします。

会 長： 挨拶・・・
それでは、議事録署名委員は、3番 澤田 紀夫 委員と5番 前田 博 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の樋口となります。
それでは、議事に入ります。
議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1番について提案いたします。
審議番号1番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、P3 参考資料)
本案件は、木能津字出口776番 畑 493㎡に住宅を建設する予定です。農用地区域から除外した後、農地法第5条第1項の申請を行い、住宅建設予定者に譲渡し、所有権移転登記を行う計画です。当該農地は、中山間等直接支払の集落協定からは外れており、周辺農用地の利用に支障を及ぼす可能性はなく、申請地周辺の農地所有者から理解を得ています。また、隣接の農用地所有者からの同意を得ており、申請地を除外・転用することに問題はないと考えます。
現地確認は、令和5年11月6日に、畠山 日出男 委員と松繁 康雄 委員にお願いしました。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について提案いたします。
審議番号2番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P4、P5 参考資料)
本案件は、下関字林ナロ325番2 畑 383㎡に住宅を建設する予定です。農用地区域から除外した後、農地法第5条第1項の申請を行い、住宅建設予定者に譲渡し、所有権移転登記を行う計画です。当該農地は、中山間等直接支払の集落協定からは外れており、周辺農用地の利用に支障を及ぼす可能性はなく、申請地周辺の農地所有者から理解を得ています。また、隣接の農用地所有者からの同意を得ており、申請地を除外・転用することに問題はないと考えます。
現地確認は、令和5年11月6日に、松葉 晶夫 委員と松繁 康雄 委員にお願いしました。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題1番審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号2番については承認されました。
つづきまして、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番について提案いたします。
審議番号3番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P6～P9 参考資料)
申請地は、20年ほど前から耕作ができておらず、現在は山林原野になっています。
今後も耕作は不可能な為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。
現地確認は、令和5年11月8日に、藤原 厚志 委員と澤田 博 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題1番審議番号3番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号3番については承認されました。
つづきまして、議題2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。
審議番号1番、P10をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P11、P12 参考資料)
譲受人の農作業歴は31年で農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数(世帯員含めて150日以上)、機械等の保有状況もクリアされており、問題はないと考えます。
現地確認は、令和5年11月1日に、川村 隆重 委員と前田 博 委員にお願いしました。
なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題2番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題2番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。

P13をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P14~17 参考資料)

この件については令和4年9月の定例会で農振地域からの除外で審議され、手続きが終了しましたので、今回、転用許可申請が提出されております。

本案件の転用目的は、住宅の新築であります。申請者が譲受人に譲渡して所有権移転登記を行う計画であります。

申請地は、周辺農用地の利用に支障を及ぼす可能性はなく、申請地周辺の農地所有者から理解を得ています。また、隣接の農地所有者からも同意を得ており、申請地を転用することに問題ないと考えます。

現地確認は、令和4年9月7日に松葉 晶夫 委員と松繁 康雄 委員とで確認済みとなっております。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。
議題3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題3番、審議番号1番については承認されました。
続きまして、議題4番「非農地証明願いの件について」審議番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「非農地証明願いの件について」審議番号1について、提案いたします。P18をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P19、P20 参考資料)

申請地は、以前は畑として利用していましたが、現在は、申請地及び周辺は、山林となっており農地として耕作することは、困難です。

また、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されています。

現地確認は、令和5年11月8日に藤原 厚志 委員と澤田 博 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明。

会長： ただいま提案説明のありました、議題4番、審議番号1番について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題4番、審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長： 全員賛成ですので、議題4番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題5番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、11月29日（水）午前9時00分から本山町役場議場で、提案します。

会長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。
他に何かございませんか。

委員： ございません。

会長： 無いようですので、11月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。